

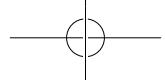
モメない相続で
お金も心も
すつきり！

親子 終活



弁護士
伊藤勝彦

∞ あさ出版



はじめに

✓ 終活のトラブルは事前対策で防げる

「終活」という言葉が初めて登場したのは2009年。当時はまだ新しい概念であり、多くの人にはなじみのないものでした。しかし今では、終活の重要性は広く認識され、社会にしっかりと根付いてきています。

とはいっても、実際に終活にしっかりと取り組んでいる人は、まだ少数と言えるでしょう。

「始めよう」と思いながらも、一人で進めようとして行き詰まってしまったり、結局何も準備できないまま時間だけが過ぎてしまう、そんな方を多く見受けます。

例えば、次のような声をよく耳にします。

- ・「エンディングノートを書き始めたけれど、途中で挫折してしまった」
- ・「終活について考えたいけれど、子どもに相談するのには気が引ける」
- ・「親が高齢になってきたが、終活について話し出すきっかけがつかめない」

私は弁護士として終活に関する法律業務に携わるなかで、

こうした悩みを日々多くの依頼者から伺っています。

「やらなければ」と思っているのに何もできないまま月日が流れ、その結果、後々になって大きな問題が表面化する——これは決して珍しいことではありません。

事実、親の判断能力が低下してからあわてて対応を始めたり、遺言書がないために相続をめぐってきょうだいが対立してしまったりという事例は後を絶ちません。

しかし、こうした問題の多くは、事前にしっかり終活に取り組んでいれば防げたはずなのです。

✓ 親子で進める「親子終活」という考え方

ここで簡単に自己紹介をさせてください。

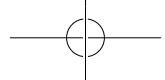
私は、弁護士法人 みお総合法律事務所に所属する弁護士、伊藤勝彦と申します。2000年に弁護士登録をして以来、相続、遺言、成年後見、事業承継など、個人の身近な法律問題を中心に、25年間にわたって活動してきました。終活に関するご相談は、これまでに1000件以上対応しています。

そのなかで私が強く実感していることがあります。それは、終活は親子で取り組むべきものだということです。

相続をめぐって家族が揉めてしまうケースの多くは、先述の通り、「事前に話し合っていれば防げた」問題です。

だから、終活を「ひとりの問題」として抱え込まず、家族全体の問題として捉え、親子でしっかりコミュニケーションを取って進めていくことが大切なのです。

私はこの取り組みを、「親子終活」と呼んでいます。



✓ 親子終活のメリットとは？

親子終活を実践することで得られる効果は次の通りです。

- ・遺産相続で揉めるリスクが大幅に減る
- ・親が望む形で最期を迎える安心感を得られる
- ・子どもは親の意思に反した医療や介護に過剰な費用をかけずに済む
- ・相続税の負担を軽減できる可能性が高まる

何より、親は自分の気持ちを素直に伝えることができ、子どもはその思いをしっかりと受け止めることができます。「もしものとき、どうしたらいいんだろう？」という不安が一つずつ解消されていくのです。

実際に親子終活を実践された方々からは、「家族の絆が深まった」「将来への不安が減った」といった前向きな声が多く寄せられています。

✓ 本書の構成について

本書では、そんな「親子終活」の進め方について、分かりやすく具体的にご紹介していきます。

構成は以下通りです。

第1章では親子終活の基本的な考え方を紹介し、第2章では親子終活の全体像や始め方のヒントを提供します。第3章から第7章では、子どもが親の終活をサポートする方法、具

体的な終活の手続きや注意点などについて詳しく説明します。

終活は、暗く重たいものではなく、自分と家族の未来を見つめ、よりよい関係を築くための前向きな取り組みです。

本書が、読者の皆さんにとって「親子終活」への第一歩となり、家族との絆をより深めるきっかけになれば、これほど嬉しいことはありません。

それでは、ご一緒に「親子終活」の具体的な道のりを見てきましょう。

弁護士 伊藤勝彦

C O N T E N T S

はじめに ②

第1章

今日から始める「親子終活」

終活を先送りにしてはいけない 12

なぜ今、親子終活なのか 18

親子終活の3つの利点 20

コラム 親子終活でうまくいったケース 25



第2章

お金も心もすっきりする 「親子終活」の始め方

親子終活の参加者を決めよう 28

親子終活の全体像～6つのステップを理解する～ 30

みるみる終活が進む「サブノート」の作り方 34

失敗しないエンディングノートの選び方 42

エンディングノートで財産の洗い出しと整理をする 44



第3章

親が主体となって進めること

思い出の品を整理して価値を引き継ぐ 64

本人だけに価値ある品はデジタル化して整理する 68

相続と遺言書の基本と役割を理解する 71

モメない遺言書を作るための知識を押さえる 77

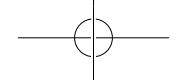
相続税はどれくらいかかる？ 83

生前贈与と生命保険の非課税枠を活用 87

身体や生活の質に関わる介護・医療の希望を伝える 90

誰にも知られたくない秘密は専門家の力を借りる 96

コラム 弁護士など専門家への相談方法 100



第4章

子が主体となって取り組むべきこと

- 子ども同士で話をする機会を持つ 104
最も取り掛かりやすい荷物の整理を手伝う 110
親が戸惑いやすいデジタル終活を進める 114
寄与分を記録して公平な相続に貢献する 119
トラブルを起こさずに親の預金を管理する方法 122
コラム 相続登記を忘れない 125



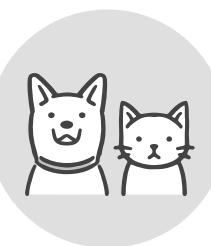
第5章

いざというときに備える！ 終活に使える制度と手続き

- 判断能力が低下したとき家族に頼るための2つの制度 128
「成年後見制度」を理解する 130

- 信頼できる人に頼む「任意後見制度」 134
まだ元気なうちは「見守り契約」でサポート 139
財産管理をサポートする「財産管理等委任契約」 142

コラム 親亡き後の子の問題への対応 145



第6章

家族を困らせないための 死後に備えた制度の使い方

- 「死後事務委任契約」で死後の手続きを確実に 148
「自筆証書遺言」の基本と特徴を理解する 154
「公正証書遺言」なら安心して作成できる 161
「自筆証書遺言保管制度」で
改ざんや紛失のリスクを減らす 163
「家族信託」で生前から備える 168
遺されたペットの生活を保障するための制度活用 172
財産を寄付して社会貢献する 178

将来への安心につながる 葬儀・埋葬・お墓の決め方

- 葬儀の形式や規模を生前に決めておく 182
- 自分の好みに合わせた埋葬の種類を選ぶ 187
- 「祭祀承継者」を決めてお墓の管理を任せる 190
- 「墓じまい」などで子世代の負担を減らす 193

- 特別付録 終活相談サービスの活用 196

- おわりに 204

今日から始める 「親子終活」

終活を先送りにしてはいけない

✓ 終活に関するトラブルは先送りが原因

近年、「終活」という言葉が広く社会に浸透し、多くの人が関心を寄せるようになってきました。一方で、「はじめに」で述べたように事前の対策で防げたトラブルが多くなっているのが実情です。

ここでは事前の終活がどれだけ重要なのかを理解するために、終活を先送りすることで発生する3つの主なリスクを説明していきます。

✓ 預金などの資産を思うように使えなくなる

終活を先送りするリスクの1つ目は、預金などの資産を思うように使えなくなる可能性が高まることです。

これは、親世代が認知症などで判断能力が低下すると、意思表示できず、財産の管理や処分ができなくなるためです。

もし、施設入所のために預金を引き出したり、不動産を売却したりする必要が生じても、本人に判断能力がないと、こ

れらの手続きができません。

例えば、銀行口座一つをとっても「凍結」されてしまう可能性が出てきます。銀行は預金者本人の意思を確認できない状態では、たとえ家族であっても預金の引き出しや解約を認めないのが原則だからです。つまり、たとえ必要な支払いのためであっても、預金を引き出すことができなくなってしまうのです。

✓ 手続きや支払いに時間と労力がかかる

実際、次のようなケースがありました。

兵庫県に住む68歳の田中美代子さん（仮名）は、認知症を発症した夫（75歳）のインターネットバンキングの資産にアクセスできなくなりました。

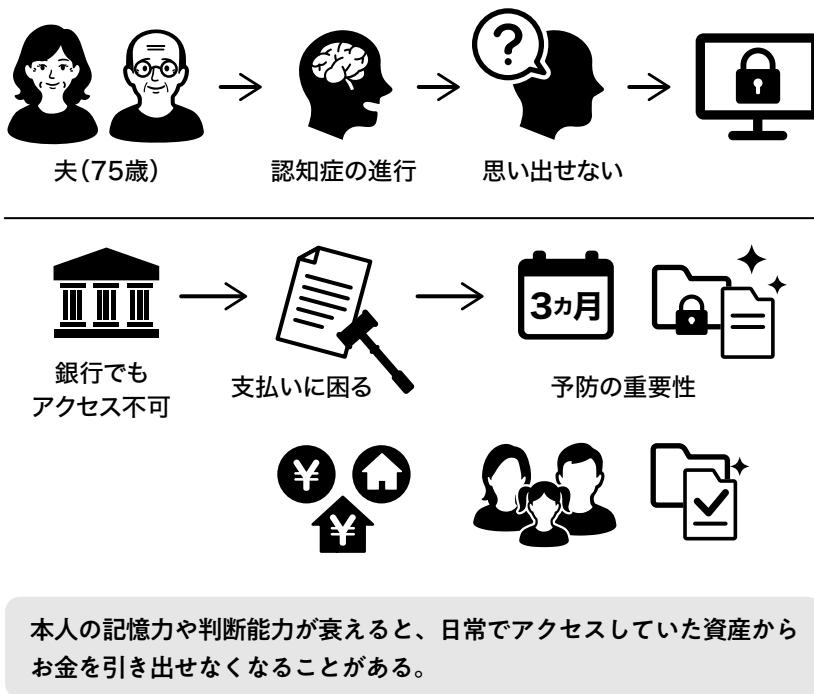
記憶力のよかった夫は、パスワードをすべて自分の頭の中で管理していました。しかし、**認知症の進行によってパスワードを思い出せなくなり、本人確認の質問にも答えられなくなってしまった**のです。

銀行にも相談しましたが、本人の意思確認ができないため、成年後見制度を利用するまで口座へのアクセスは回復できません。銀行への手続きには3ヵ月かかり、その間の入院費や施設費の支払いに苦労してしまいました。

金銭面のトラブルを防ぐためにも、元気なうちから資産管

*本書の事例に登場する人物は、すべて仮名です。個人が特定されないよう、一部、情報を加工しています。

図1-1 預金などの資産を思うように使えなくなる



理や情報整理について家族と情報を共有し、適切な終活を行うことが重要なことです。

✓死期が近くなつてから始めても間に合わない

終活を始めようとするタイミングの一つに「余命告知後」が挙げられます。自分の命の限界がわかった段階であとに残される家族や自分のために財産の整理や遺言状の作成などに取りかかろうとするのです。

しかし、**病気などで余命告知を受けてから終活を始めようとしても、体力的な制約から思うように進められないというケースが多く見られます。**これが終活を先送りにするリスクの2つ目です。

例えば、自筆証書遺言（本人が手書きで作成する遺言書）を作成しようとしても、手が思うように動かないという状況では、有効な遺言書を作成することができません。

公正証書遺言（公証人が作成する遺言書）の場合も同様です。公証人に対して自分の意思を明確に伝える必要がありますが、病状によってはそれが難しくなります。

その結果、特定の相続人への多めの財産配分や、お世話になった人への感謝の気持ちとしての遺贈など、本来なら遺言で実現したかった希望が叶わなくなってしまうのです。

末期がんと診断された佐藤健司さん（70歳）のお話をしましょう。

佐藤さんは余命告知を受けた後、急いで財産整理と遺言書作成に取り組もうとしました。しかし、**病状の悪化により手の震えがひどく、自筆証書遺言を正しく作成できませんでした。**公正証書遺言を作成しようと公証役場に相談したもの、意識が朦朧もうろうとすることが多く、自らの意思をはっきり伝えることが困難でした。

その結果、佐藤さんが抱いていた、特定の孫に形見分けをしたいという希望を遺すことができず、相続が法律通りに処理されることとなってしまったのです。

このように、余命告知後では体力や判断力の低下が終活を妨げるリスクがあり、早めの準備が大切です。

✓ そもそも遺言書を作れないケースも

3つ目のリスクは遺産分割協議が難航する可能性が高まる ことです。

これは、終活を先送りにすると、遺言書を残さないまま亡くなってしまうことが原因です。

遺言書がない場合、相続人全員で遺産分割の協議をしなければならないのですが、揉めてしまうケースが少なくありません。特に相続人のなかに疎遠な人がいたり、すでに行方不明になっている人がいたりすると、話し合いすら始められない状況に陥ることもあります。

よくあるのは、次のような事例です。

大阪府にお住まいの山本恵子さん（84歳）には、お子さんがいませんでした。高齢になって体力が落ち、日々の暮らしに困るようになってからは、年の離れた、いとこである亮子さんがこまめに世話をしてくれました。

「亮子さんは2日とあけずに顔を出して、買い物や病院に付き添ってくれる。一緒にお茶を飲みながらお話しする時間が本当に楽しくて。私の心の支えなの」と山本さんは生前、友人に話していたそうです。山本さんは、「私の財産は少ないけれど、せめてこれを亮子さんに残して

恩返ししたい」と強く願っていました。

しかし、遺言を書かないまま亡くなったため、法定相続人である実のきょうだいに財産が均等に分配されることに……。生前の介護や身の回りの世話を献身的してくれた亮子さんには、法定相続人ではないため、何も残せないという結果になってしまったのです。

遺言がなければ、本人の希望とは異なる形で財産が分配されてしまう可能性があるというわけです。

✓ 親子終活で無用のトラブルを防げる

ここまで紹介した以外にも、家族間の疑心暗鬼や争いが生まれやすくなるといったリスクもあります。

親と同居している子どもと別居している子どもの間で、財産管理を巡る疑惑が生じやすくなり、「姉さんが、父親の財産を使い込んでいるのではないか」といった疑いから、きょうだいの仲に亀裂が入るケースなどは決して少なくありません。

いずれのケースでもトラブルを防ぐために、できることは親が元気なうちから、終活に取り組むということ。**定期的に財産状況を親子で共有したり、将来について話し合いを重ねる「親子終活」が大切なのです。**